

枕崎市地域猫活動推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫に起因する地域問題の減少を図り、猫の適正な飼養を推進し、動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資するため、市内で活動する地域猫活動団体に対し、予算の範囲内において枕崎市地域猫活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫活動団体 次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。

ア 飼い主のいない猫に対するTNR活動（トラップ＝捕獲）（ニューター＝不妊去勢）（リターン＝元の場所に戻す）を実施すること。

イ 本市に住所を有する者が2名以上構成員として所属する団体であること。ただし、その構成員数については、管理する地域の状況や生息する猫の数を考慮し、適正に活動を行うことができるものであること。

ウ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。

エ 地域猫活動の趣旨に沿った活動をすること。

オ 地域住民に理解が得られており、飼養管理を行う場所が確保できていること。

(2) TNR活動 飼い主のいない猫を対象に捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻す活動をいう。

(3) 不妊去勢手術 獣医師が実施する次に掲げる手術（手術を開始した後に当該手術が不要であることが判明した場合は、手術を終了するまでの処置を含む。）であって、識別処置を伴うものをいう。

ア 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術

イ 雄猫の精巣を摘出する手術

(4) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する獣医師をいう。

(5) 識別処置 不妊去勢手術を実施したことが外見から恒久的に識別できるよう、獣医師が不妊去勢手術をした猫の片耳に切り込みを入れる処置その他市長が適当と認める処置をいう。

(6) 飼養管理 地域住民の理解と合意を得た上で、地域猫活動団体が、不妊去勢手術を施した飼い主のいない猫について餌のやり方やふん尿などの清掃等に関するルールを定め、当該猫が一代限りの命を全うするまで地域内で適切に飼養管理を行うことをいう。

(7) 地域猫 飼い主のいない猫であって、地域猫活動団体により不妊去勢手術を施され、飼養管理されているものをいう。

(8) マイクロチップ 猫及び猫の飼い主の情報が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録された機器をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域猫活動団体が飼い主のいない猫に対して実施する不妊去勢手術経費及び飼養管理経費であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫に飼い主の住所、氏名又は連絡先が分かるものが装着（マイクロチップの挿入を含む。）されていないことを確認していること。
- (2) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫が主に生息する地域に居住する者（第7条に規定する申請者と同一の住所を有する者を除く。以下「地域住民」という。）のうち2人以上の者が、当該猫に飼い主がいないことを確認していること。
- (3) 不妊去勢手術を実施する前に、地域住民に当該猫の不妊去勢手術について適切な周知を行っていること。
- (4) 地域猫の飼養管理について地域住民に周知し、地域猫活動の理解を得ていること。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次の号に掲げる経費とする。

- (1) 不妊去勢手術に要する経費（次条の不妊去勢手術済の目印をつける処置を含む。）
- (2) 飼養管理に要する経費 第7条に規定する交付申請を行う日が属する年度（以下「補助対象年度」という。）において不妊去勢手術を施された猫に係るペットフード、猫砂、猫トイレ、猫用食器、掃除用具その他の飼養管理に必要な消耗品に要する経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術に要する経費 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術に要する経費 1匹につき5,000円
- (3) 飼養管理に要する経費 補助対象年度に当該地域猫活動団体が不妊去勢手術を行った猫の数に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業により実施した不妊去勢手術は、対象としない。
 - ア 2匹以下のとき 2,000円
 - イ 3匹以上4匹以下のとき 4,000円
 - ウ 5匹以上6匹以下のとき 6,000円
 - エ 7匹以上8匹以下のとき 8,000円
 - オ 9匹以上のとき 10,000円

（不妊去勢手術済の識別処置）

第6条 識別処置の方法は、雄猫にあつては右耳の先端を、雌猫にあつては左耳の先端をV字型に切除することによるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、枕崎市地域猫活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 枕崎市地域猫活動推進事業計画書（様式第2号）
- (2) 飼い主のいない猫（地域猫）が主に生息する地域を示す図面
- (3) 不妊去勢手術を実施する猫の写真
- (4) 飼養管理経費に係る収支予算書（様式第3号）
- (5) 手術対象猫とその飼い主がいないことの証言（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、枕崎市地域猫活動推進事業補助金交付決定通知書（様式第

5号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、枕崎市地域猫活動推進事業補助金変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

2 前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合は、枕崎市地域猫活動推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

3 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、枕崎市地域猫活動推進事業廃止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業の実施等)

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該決定通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を実施しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、枕崎市地域猫活動推進事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 枕崎市地域猫活動推進事業実績書(様式第10号)
- (2) 不妊去勢手術を実施した後の猫の写真
- (3) 不妊去勢手術を実施した診療施設が発行する領収書の写し
- (4) 飼養管理経費に係る収支決算書(様式第11号)
- (5) 飼養管理経費に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、枕崎市地域猫活動推進事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(様式第13号)により市長に補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、枕崎市補助金等交付規則第18条の規定により、決定通知を取り消したときは、書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(重複補助の排除)

第16条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった場合には、重複して交付しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和8年4月1日から令和10年3月31日までの補助金の額の上限の特例)

2 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に第7条の規定による交付申請書の提出をした者に対する補助金の額の上限については、第5条第1号中「10,000円」とあるのは「14,000円。ただし、不妊手術に伴って抗生物質が投与された場合において、その経費が1,000円以上2,000円未満であるときは上限額に1,000円を、その経費が2,000円以上であるときは上限額に2,000円を加算するものとする。」と、同条第2号中「5,000円」とあるのは「6,000円。ただし、去勢手術に伴って抗生物質が投与された場合において、その経費が1,000円以上2,000円未満であるときは上限額に1,000円を、その経費が2,000円以上であるときは上限額に2,000円を加算するものとする。」とする。

様式第7号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。